

大分県畜産共進会規則

(目 的)

第1条 本共進会は大分県の酪農・肉用牛生産近代化計画で定められた目標達成のための育種改良と、消費拡大を目指した普及啓発を目的として、種畜の部並びに肉牛の部を開催する。

(名 称)

第2条 本共進会は、大分県畜産共進会（以下「本会」という）と称し、公益社団法人大分県畜産協会、全農大分県本部、大分県酪農業協同組合が開催する。

(実行委員会)

第3条 実行委員会は大分県畜産振興課長、大分県畜産技術室長、大分県畜産協会長、全農大分県本部長、大分県酪農業協同組合長をもって構成する。

(事 務 局)

第4条 本会の事務局は畜産協会内におき、実行委員会及び別に定める幹事会の決定により事務の執行にあたるものとする。但し、会期中は会場内におく。

(出 品)

第5条 本会の出品家畜は次のとおりとする。
肉用牛、乳用牛、肉牛

(出品資格)

第6条 出品者は県内に居住する畜産農業者、又は県内に法人の住所を有する肉牛生産者に限る。但し会長が特に承認したものはこの限りでない。

2. 出品家畜並びに出品者の資格は、別に定める出品規程（以下「規程」という）によるものとする。

(出品申込)

第7条 出品者は規程に定められた出品申込書に関係書類を添えて、指定した期日までに本会に提出しなければならない。

(審 査)

第8条 出品家畜の審査は規程の定めるところによる。

2. 審査委員は各関係官庁または団体等の職にある者のうちから、原則として地区予選の審査に携わった者を除いて会長が委嘱する。
3. 審査委員は審査団を編成するものとし、審査の日程、方法等については会長が審査団にこれをはかり決定する。
4. 出品者は審査を辞退し、若しくはこれを拒み、再審査を請求し、表彰を辞退し、またはこれを拒み、その他審査の結果について異議の申し立てをすることはできない。

(表 彰)

第9条 表彰は審査の結果により次の2等級にわけるとする。(最優秀賞、優秀賞)

なお、出品家畜の中より各家畜部門別に特に優秀な部位については、特別賞を交付することができる。

2. 擬賞計画は下記による。

擬 賞 計 画

| 区 分 | 肉用牛 | 乳用牛 | 肉 牛 |
|-------|------|------|---------------|
| 最優秀賞 | 40% | 40% | 14% |
| 優 秀 賞 | 60% | 60% | — |
| 計 | 100% | 100% | 14% |
| 特 別 賞 | 1点 | 1点 | 1点 (脂肪の質賞) |

3. 表彰式は、実施計画書の開催日に行うものとする。
4. 種畜の部・肉牛の部、第5区(女性後継者の部)の農業大学校及び農業系高校の出品については、農林水産大臣賞及び畜産局長賞の対象にならない。

(参 観)

第10条 開場は午前9時、閉場は午後5時とし、この時間内は無料で一般の参観に供する。但し、都合により参観時間の変更または会場の一部または全部の参観を停止することがある。

2. 本会の進行上妨げとなるおそれがあると認められる者は入場を拒絶し、または場外に退去させることがある。
3. 本会場内には会長の認めた物品以外のものを携帯し、又は搬入することができない。
4. 参観者は係員または出品者の承認を得ないで出品物(家畜)に手をふれてはならない。

5. 肉牛の部の枝肉参観者は、原則として出品者・購買者とする。

(役 職 員)

第 11 条 本会に次の役職員をおく。

| | | | |
|-----|--------|-----------|-----|
| 会 長 | 1 名 | 事 務 局 長 | 1 名 |
| 副会長 | 2 名 | 事 務 局 次 長 | 3 名 |
| 監 事 | 2 名 | 事 務 局 員 | |
| 幹 事 | 16 名以内 | 審 査 委 員 | |
| | | 連 絡 委 員 | |
| | | 衛 生 委 員 | |

2. 会長には大分県畜産協会会長があたり、副会長には全農大分県本部長並びに大分県酪農業協同組合長があたる。
3. 会長は本会を代表し会務を総理する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
5. 会長は顧問または相談役を委嘱することができる。
6. 監事は業務の執行状況を監査し委員会に報告するものとする。
7. 幹事は業務の運営に関する細部の企画にあたる。
8. 事務局長並びに次長、事務委員は会長が任命または委嘱し、会長の命を受けて本会の事務を掌理する。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 県費補助金
2. 開催地補助金
3. 出品団体負担金
4. その他収入

(予 算 決 算)

第 13 条 本会の収支予算並びに決算は本会実行委員会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は平成19年4月1日より施行する。

この規則は平成20年4月1日より施行する。

この規則は平成22年4月1日より施行する。

この規則は平成24年4月1日より施行する。

この規則は平成25年4月1日より施行する。

この規則は平成26年4月1日より施行する。

この規則は平成27年4月1日より施行する。

この規則は平成30年4月1日より施行する。

この規則は令和 2年4月1日より施行する。

この規則は令和 4年6月6日より施行する。

この規則は令和 5年6月22日より施行する。

この規則は令和 6年6月20日より施行する。

第 8 5 回大分県畜産共進会出品規程

第 1. 大分県畜産共進会規則第 6 条の規定に基づき、第 8 5 回大分県畜産共進会の出品に関する事項を定める。

第 2. 出品者は、全農大分県本部長又は、大分県酪農協長の推薦した者に限る。
ただし、肉牛の部は、大分県畜産共進会「肉牛の部」選畜方法によるものとする。

第 3. 出品家畜は、県内において生産（但し、乳用牛の部の経産牛並びに肉牛の部の乳用種・交雑種肥育牛は産地を問わない）された家畜で、また出品者において飼養された家畜であること。

第 4. 出品区分及び月齢

- ・ 生年月日一覧表

第 8 5 回大分県畜産共進会出品家畜生年月日一覧表

肉用牛・肉牛は (令和 6 年 1 0 月 1 日基準)
乳用牛は (令和 6 年 1 0 月 3 1 日基準)

| 出 品 区 分 | | 品 種 | 生後月令 | 生 年 月 日 | |
|---------|-------------------------|--------------------------|---------|--------------|--------------------------|
| 種 畜 の 部 | 肉 用 牛 の 部 | 第1区若雌の1 | 黒毛和種 | 9ヵ月以上11ヵ月 | 令和 5 年10月2日～令和 6 年1月1日 |
| | | 第2区若雌の2 | 〃 | 12ヵ月以上14ヵ月 | 令和 5 年7月2日～令和 5 年10月1日 |
| | | 第3区若雌の3 | 〃 | 15ヵ月以上17ヵ月 | 令和 5 年4月2日～令和 5 年7月1日 |
| | | 第4区若雌の4 | 〃 | 18ヵ月以上20ヵ月 | 令和 5 年1月2日～令和 5 年4月1日 |
| | | 第5区女性・後継者の部 | 〃 | 12ヵ月以上20ヵ月 | 令和 5 年1月2日～令和 5 年10月1日 |
| | | 第6区繁殖雌牛群 | 〃 | 14ヵ月以上 | 令和 5 年8月1日以前 |
| | 乳 用 牛 の 部 | 第1部育成牛 | ホルスタイン種 | 12ヵ月以上13ヵ月 | 令和 5 年9月1日～令和 5 年10月31日 |
| | | 第2部育成牛 | 〃 | 14ヵ月以上15ヵ月 | 令和 5 年7月1日～令和 5 年8月31日 |
| | | 第3部育成牛 | 〃 | 16ヵ月以上18ヵ月 | 令和 5 年4月1日～令和 5 年6月30日 |
| | | 第4部初妊牛 | 〃 | 19ヵ月以上21ヵ月 | 令和 5 年1月1日～令和 5 年3月31日 |
| | | 第5部経産牛 | 〃 | 22ヵ月以上35ヵ月 | 令和 3 年11月1日～令和 4 年12月31日 |
| | | 第6部経産牛 | 〃 | 3歳以上4歳未満 | 令和 2 年11月1日～令和 3 年10月31日 |
| | | 第7部経産牛 | 〃 | 4歳以上 | 令和 2 年10月31日以前 |
| 肉 牛 の 部 | 第 1 区 肉専用種去勢牛 雌 牛 | 黒毛和種 | 30ヵ月未満 | 令和 4 年4月2日以降 | |
| | 第 2 区 | 乳用種 去勢牛 | ホルスタイン種 | 24ヵ月未満 | 令和 4 年10月2日以降 |
| | | 肉 用 交雑種 去勢牛 雌 牛 | 交雑種 | 30ヵ月未満 | 令和 4 年4月2日以降 |

(1) 種畜の部 肉用牛の部

ア. 若雌 (第1～4区)

(公社)全国和牛登録協会の種牛審査標準に基づく優良雌牛の選抜・保留を通じ、生産基盤の強化に取り組むための区です。多くの生産者が出品し比較審査することで、目指すべき肉用種の特徴を備え種牛性に富む優良な雌牛を実証展示し、選抜保留の目安や飼養管理の向上につなげます。

イ. 女性・後継者の部 (第5区)

女性や次世代を担う後継者・高校生による出品で、自家保留による改良成果を確認し、大分らしい育種改良の伝統を継承する区です。肉用種の特徴や種牛性、大分らしい特徴を確認し、将来の生産基盤や和牛改良の礎、後継者育成につなげます。

ウ. 繁殖雌牛群 (第6区)

大分らしい特徴を維持しつつ改良の成果が母から娘へ受け継がれ、大分らしい和牛改良の成果を確認する区です。地域の核となる高等登録牛または条件を満たした繁殖雌牛とその娘による出品で、繁殖性、産肉性に優れた繁殖雌牛群を目指し、地域の特色ある牛づくり、斉一性の向上につなげます。

(2) 種畜の部 乳用牛の部

ア. 育成牛 (第1～3部)

乳用牛における泌乳能力を長く維持するためには、強く正確な骨格構造が望まれます。月齢における体各部位の発達の度合いと肢蹄の構造、飼料効率面から十分粗飼料を食い込める肋腹を重要視するとともに、若雌牛らしさという面から質感と品位、体各部位の移行のなめらかさが比較審査され、将来的な生乳生産量に寄与する育成牛の技術研鑽を行います。

イ. 初妊牛 (第4部)

初妊牛の部は、すでに妊娠が確認されており年内に分娩を控えた雌牛の部となります。よって、ある程度の肉付きは許される物と判断し審査が行われ、特に、分娩と関係する尻の構造を重要視します。尻長そして、尻の幅が充実しかつ正確な構造をしているものが望まれ、育成牛の部と同じく乳用性に優れた初妊牛が高く評価されます。

ウ. 経産牛 (第5～7部)

経産牛の部では、各部によって産次数が異なる牛が出品されます。産次数を考慮しながら乳房の構造を重要視し比較審査が行われます。経産牛としての雄大なフレームも審査対象となり体と乳器のバランス等が整ったものが望まれます。特に生産基盤の安定に寄与する生乳生産量の安定と長命連産につながる前乳房・後乳房の付着の強さや乳房底面の高さや水平さ、中央靱帯の鮮明さなどに加え乳頭のサイズや配置の正確なものは高く評価されます。

(3) 肉牛の部

ア. 肉専用種 (第1区)

百年の伝統を誇る「おおいた豊後牛」の改良成果と百年の恵み「おおいた和牛」ブランドの認知度向上に寄与するため、育種改良と産肉能力を確認し、肥育技術の研鑽を図る区で、生産者所得向上につなげます。

イ. 乳用種去勢牛、肉用交雑種 (第2区)

「おおいた豊美牛」「豊後米仕上牛」ブランドの認知度向上に寄与するため、産肉能力を確認し、肥育技術の研鑽を図る区で、生産者所得向上につなげます。

第5. 出品家畜は次の資格を備えたものとする。

種畜の部

肉用牛の部

1. 出品条件

(1) 第1区～第6区共通条件

- ア. 出品家畜は、登録牛または登記牛であること。
- イ. 出品家畜は、同一人（同一家族）が3カ月以上（若雌1区は除く）所有かつ管理し、飼育したものでなければならない。
- ウ. 出品牛の繁殖条件
下記表の通りとする。

| 月 齢 | 授精証明書 | 受胎証明書若しくは 妊娠鑑定書 |
|---------|-------|--------------------|
| 1 2 | | |
| 1 3 | ○ | |
| 1 4 | ○ | |
| 1 5 | ○ | △ |
| 1 6 | ○ | △ |
| 1 7 | ○ | △ |
| 1 8 | ○ | △ |
| 1 9～2 0 | ○ | ○ |

- ★ ○印は、必ず添付すること
- △印は、受胎確認した牛について、必ず添付すること

(2) 第5区（女性・後継者の部）

女性の部

- ア. 出品者は、原則として肉用牛生産女性組織に加入している者で、農協の推薦を受けること。
- イ. 出品家畜は、自家保留牛であり、父牛は県有種雄牛であること。

後継者の部

- ア. 出品者は、中学生以上概ね40歳以内で、農協の推薦を受けた者であること。
- イ. 出品家畜は、自家保留牛であり、父牛は県有種雄牛であること。
- ウ. 後継者育成を考え、農業大学校、農業系高校の優先枠を設定する。

(3) 第6区（繁殖雌牛群）

- ア. 同一郡市内で飼養されている繁殖雌牛とその娘牛をもって一群とし、所有者は異なってもよい。
- イ. 出品家畜のいずれか1頭は、県有種雄牛の産子とする。
- ウ. 繁殖雌牛の条件
 - ① 高等登録牛であること。
 - ② 基本・本原登録の場合は次の条件を満たすものであること。
 - ・平均分娩間隔が400日以内であること。

- ・ 枝肉重量と脂肪交雑の育種価（又は期待育種価）が県内供用中繁殖雌牛の上位 1 / 2（平均）以上であること。又は、脂肪交雑の育種価（又は期待育種価）が県内供用中繁殖雌牛の上位 1 / 4（0.67σ）以上であること。

③ 娘牛は生後 1 4 か月以上の登録牛または登記牛であること。

2. 審査要領

(1) 体 高

出品家畜の体高は成牛（2 4 カ月齢以上）で ± 1. 5 σ 以内とし、若雌牛（2 3 カ月齢以内）は ± 2. 0 σ 以内を原則とする。

ただし、成牛で 1. 5 σ、若雌牛で ± 2 σ をこえるものは最優秀賞の首席の対象としない。

(2) 栄養度

出品家畜の栄養度は、原則として 4 ~ 6 の範囲とし、7 以上については最優秀賞の対象としない。

(3) 適正な審査を行うための厳守事項

厳正かつ公平に審査を行うため、次のような事項を行ってはならない。

- ① 出品家畜に人為的に多量の水を飲ませたり、第一胃に水を注入するなどの行為は、絶対にしないこと。また、餌を押し込むこと等を含めて人の手によって牛に無理をさせる行為も厳禁とする。ただし、主催者が指定する衛生指導班が治療の為やむを得ないと判断したものは、その限りでない。
- ② 出品家畜の角、被毛、蹄などを染めたり、色を塗るような偽装及び出品家畜への医療的整形は行わないこと。

以上の不正行為が認められた場合には、最優秀賞としない。

なお、厳守事項を徹底するため、審査委員長の任命した指導員 5 名を配置する。また、指導員の指導に従わない場合は、指導員は、その旨を審査委員長に報告する。

乳用牛の部

1. 出品条件

(1) 第 1 部～第 7 部共通条件

- ア. 出品家畜は血統登録証明書を有するものとする。（申請中でも可。）
- イ. 出品家畜は同一人（同一家族）が 6 カ月以上所有し、かつ飼育し、管理したものでなければならない。

(2) 第1部・第2部・第3部（育成牛）

ア. 自県産であること。

イ. 出品家畜が15カ月以上のものについては授精証明書を所持していること。

(3) 第4部（初妊牛）

ア. 自県産であること。

イ. 出品家畜は妊娠が確実なもので家畜保健衛生所長の発行する妊娠鑑定書又は受胎証明書を所持していること。

(4) 第5部・第6部・第7部（経産牛）

ア. 国内産であること。

肉牛の部

1. 出品条件

(1) 第1区～第2区共通条件

ア. 出品家畜は、同一人（同一家族）が3カ月以上所有し、かつ飼育し、管理したものでなければならない。

イ. 生体重は、屠前体重を計測するものとする。

ウ. 出品家畜は、去勢牛においては枝肉重量450kg以上のもの、雌牛においては枝肉重量430kg以上のものであること。

(2) 第1区（肉専用種去勢牛及び雌牛）

ア. 出品家畜は、すべて登記牛であること。

イ. 出品家畜の父牛は、県有種雄牛であること。

(3) 第2区（乳用種去勢牛、肉用交雑種去勢牛及び雌牛）

ア. 出品家畜は、ホルスタイン種で生後24カ月未満、肉用交雑種去勢牛及び雌牛で30カ月未満を原則とする。

2. 審査基準

現在の枝肉の価値を形成している肉量と肉質ともに尊重しつつ、今後の和牛に求められる改良の方向性を示す新たな価値観となりうる脂肪の質等の評価を取り入れた基準により、序列化を図る。

(1) 公益社団法人日本食肉格付協会が定める牛枝肉取引規格に基づく枝肉の評価を実施する。

- (2) 以下の項目を重視して審査にあたるものとする。
- ・脂肪交雑（BMSNO.）
 - ・歩留基準値
 - ・肉のきめ、しまり及び肉色
 - ・オレイン酸値
 - ・ロース芯の形状及び脂肪交雑の形状
- (3) 瑕疵のある枝肉については、序列を下げることもある。
- (4) 最終序列の決定は、審査委員の合議によって行うものとする。
- (5) 枝肉重量が、去勢牛においては450kg未満のもの、雌牛においては枝肉重量430kg未満のものは参考出品とする。

第6. 出品家畜の防疫

1. 出品家畜の予防注射並びに衛生検査について

(1) 流行性感冒（イバラキ病）

出品家畜（肉用牛、乳用牛）は、共進会場搬入3週間前までに予防注射を終了したものとする。なお、大分県畜産協会事業で実施する予防注射を当該年度において実施し、かつ、その個体が確認された牛は除外する。また、出品家畜及び出品家畜と同居する牛について、共進会場搬入直前（5日以内）に臨床検査を実施し、全頭異常が無いことを確認するものとする。

(2) ヨーネ病検査

出品家畜（乳用牛）は、ヨーネ病検査（ELISA法）について搬入日以前3ヶ月以内に実施しており、当該疾病に罹っていないものとする。

2. 出品家畜の搬入にあたっては、前記（1）（2）の規定に抵触しないことを証する当該出品家畜の飼養地を管轄する家畜防疫員の発行する検査報告書（別記様式の1）を共進会事務局に提出すること。

第7. 出品申込み

出品者は出品申込書に登録、登記の証明書（肉用牛は写）または血統、産地を証明する書類、授精、受胎証明書（肉用牛は写）を開催日3週間前までに共進会事務局に提出しなければならない。

- 第8. 出品家畜の搬入日時は別紙のとおりとし、会期中は場外に搬出することができない。但し、止むを得ない事情により会期中に開場時間外に搬出を願い出るものがあつたときは許可することがある。なお、肉用牛、乳用牛については共進会が終了後（表

彰式終了後)に積込み搬出を行わなければならない。

- 第 9.** 出品家畜については、十分な注意をもって保護を行うが不可抗力による損害についてはその責を負わない。
- 第 10.** 出品家畜は、会場搬入の際、健康診断を行い、悪癖、疾病、その他危険を及ぼすおそれのある家畜の出品は許可しないことがある。
- 第 11.** 出品者並びに出品家畜は事務局より交付する標識を会期中表示もしくは所持しなければならない。
- 第 12.** 出品家畜（除く参考出品）はすべてこれを審査する。
- 第 13.** 各家畜登録協会の定める審査標準、日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格に基づいて行う。
- 第 14.** 出品者において本共進会規則並びに本規程に違反し、または審査の妨害をしたときは審査を中止し、または場外に退去させることがある。

附 則

この規程は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 4 年 8 月 18 日より施行する。

この規程は令和 5 年 6 月 22 日より施行する。

この規程は令和 6 年 6 月 20 日より施行する。

第85回大分県畜産共進会「肉牛の部」選畜方法

第85回大分県畜産共進会

第85回大分県畜産共進会「肉牛の部」における出品家畜の選畜に関する事項を定める。

- 1 大分県豊後牛生産者組織連絡協議会（おおいた肉牛生産者協議会）、全農系統肉牛生産者、県内に法人の住所を有する肉牛生産者のうち大分県畜産共進会「肉牛の部」（以下「県共進会肉牛の部」という。）への参加を希望する肉牛生産者を対象に、別紙により「県共進会肉牛の部 出品意向調査」を実施する。併せて、大分県畜産協会のホームページにも掲載する。
- 2 県共進会肉牛の部の出品頭数は、原則として第1区（肉専用種）40頭、第2区（乳用種・肉用交雑種）10頭とする。
- 3 県共進会肉牛の部への出品頭数は以下のとおりとする。
 - ・第1、2区合わせて1者2頭までとする。
 - ・各区への出品頭数は原則1者1頭とする。ただし、予定頭数に満たない場合のために2頭出品可能者の意向も確認する。なお、複数の生産者で組織される県農協の飼養施設（大分県農協肥育センター・委託牧場）は、各肥育センター・牧場を1者とする。
- 4 「県共進会肉牛の部 出品意向調査」をもとに出品者を決定する。
 - ア 出品希望者数が出品頭数を上回った場合は、各区別に当該年2月1日の県肉用牛頭数調査の飼養頭数の多い順に出品者を決定する。
 - イ 出品希望者数が出品頭数を下回った場合は、出品意向調査で2頭の出品が可能であると回答があった出品希望者の当該年2月1日の県肉用牛頭数調査の各区別の飼養頭数の多い順から出品者を決定する。
- 5 出品者決定後、県共進会事務局から書面で出品者に通知する。

出品者は、示された期日までに大分県畜産協会へ出品申込書を提出する。
- 6 県共進会肉牛の部終了後の枝肉セリ販売については、全農大分県本部の販売取扱とする。

第85回大分県畜産共進会肉牛の部 出品意向調査票

住所

氏名・名称及び代表者名

電話番号

FAX 番号

第85回大分県畜産共進会（肉牛の部）に出品を希望される方は、以下の該当欄の出品希望頭数に○をして、返送してください。

なお、出品を希望されない場合は、返送不要です。

| 区分 | 品種 | 性別 | 出品希望頭数 | |
|-----|----------------|----|--------|----|
| 第1区 | 肉専用種 (黒毛和種) | 去勢 | 1頭 | 2頭 |
| | | 雌 | 1頭 | 2頭 |
| 第2区 | 乳用種 | 去勢 | 1頭 | 2頭 |
| | 交雑種 | 去勢 | 1頭 | 2頭 |
| | | 雌 | 1頭 | 2頭 |

第85回大分県畜産共進会 肉牛の部 概要

- 日程 令和6年10月 1日（火） 家畜搬入
10月 5日（土） 表彰式、肉牛せり
- 場所 豊後大野市犬飼町 （株）大分県畜産公社
- 出品家畜の主な要件
 - 出品家畜は県内において生産された家畜で、出品者が3ヵ月以上所有し、かつ飼育し、管理したものでなければならない。但し、乳用種・交雑種は産地を問わない。
 - 第1区(肉専用種)の出品家畜は、すべて登記牛で、父牛は県有種雄牛であること。
 - 生年月日 肉専用種・交雑種：令和4年4月2日以降
乳用種：令和4年10月2日以降
 - 枝肉重量 去勢牛：450kg以上 雌牛：430kg以上
- 出品頭数は、原則として各者1頭とし、県全体の出品希望頭数により2頭までとする。
- 出品については、出品家畜1頭につき10,000円の出品手数料を負担する。

第 8 5 回大分県畜産共進会（肉牛の部） 出品申込書

第 8 5 回大分県畜産共進会長 殿

令和 年 ___ 月 ___ 日

出品者住所

ふりがな

出品者氏名 _____

大分県畜産共進会規則に基づき、下記家畜を出品致します。

| 品 種 | 性 別 | 名 号 | 個 体 識 別 耳 標 | 父 牛 (種雄牛名) | 生 産 者 | |
|-----|-----|---------|-------------|---------------|-------|-----|
| | | 登 記 番 号 | | | 氏 名 | 住 所 |
| | | | | | | |

飼養期間：（自） ___ 年 ___ 月 ___ 日 ～ （至） ___ 年 ___ 月 ___ 日

生年月日： ___ 年 ___ 月 ___ 日

飼養月齢： ___ ヶ月 （基準日：令和6年10月1日現在）

畜産に関する経歴・・・ ___ 年

家畜飼養状況

| 品 種 | 性 別 | 頭 数 | 飼 養 体 系 |
|-----|-----|-----|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※出品牛の体重 _____ kg 測定日 ___ 月 ___ 日

（搬入日1ヶ月以内の体重）

確認者 _____

※注1 子牛登記書原本を添付すること。

※注2 種畜の部・肉牛の部、第5区（女性後継者の部）の農業大学校及び農業系高校の出品については、農林水産大臣賞及び畜産局長賞の対象にならない。

第 8 5 回大分県畜産共進会出品申込書（肉用牛の部）

第 8 5 回大分県畜産共進会長 殿

令和____年____月____日

出品者住所_____

氏名（ふりがな）_____

出品区分_____区 ※大分畜産共進会規則を遵守の上、下記家畜を出品します。

| 名 号 | | 耳標番号（個体識別耳標） | | 生年月日 | |
|-----------|--|--------------|--|---------|--|
| | | | | | |
| 父 名 号 | | 母 名 号 | | 母 の 父 | |
| 登 録 No. | | 登 録 No. | | 登 録 No. | |
| 点 数 | | 点 数 | | | |
| 生産者（繁殖産地） | | 住 所 | | 氏 名 | |
| | | | | | |

飼養期間 : 平成・令和____年____月____日 ~ 令和____年____月____日

生後月齢 : _____才_____ヶ月（基準日：令和6年10月1日現在）

授精月日 : 平成・令和____年____月____日（授精種雄牛名：_____）

（子牛出生日 : 令和____年____月____日、性別_____）

出品家畜に対する褒章の有無 :

畜産に関する経歴 :

経営の概要 :

1. 農業従事者 _____名

2. 土地基盤

| 水田 | 畑 | 飼料畑 | 山林・原野 | その他 |
|----|---|-----|-------|-----|
| | | | | |

3. 家畜の飼養状況

| 品 種 | 性 別 | 頭 数 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |

※注1 登録書（写）、子牛登記証明書（写）、授精証明書（写）を添付のこと

※注2 出品者（県共当日引出し者）及び出品牛のサイズに“○印”を記入

※注3 種畜の部・肉牛の部、第5区（女性後継者の部）の農業大学校及び農業系高校の出品については、農林水産大臣賞及び畜産局長賞の対象にならない。

出品者ジャンパー

| 出品者ジャンパー | | | | | | | |
|----------|---|---|----|-----|---|---|---|
| 男性用 | M | L | 2L | 女性用 | S | M | L |
| | | | | | | | |

(様式)

第85回大分県畜産共進会第5区(女性・後継者の部)優先枠推薦書

第 号
令和 年 月 日

第85回大分県畜産共進会長 殿

名 称 (農協名)
代表者氏名

令和6年度 第85回大分県畜産共進会出品規程第5の2.の(2)に基づき、下記のとおり推薦致します。

記

1. 出品区 第5区(女性・後継者の部)
2. 出品校
3. 出品牛 別紙 出品申込書のとおり

※添付書類 第85回大分県畜産共進会出品申込書

※注 種畜の部・肉牛の部、第5区(女性後継者の部)の農業大学校及び農業系高校の出品については、農林水産大臣賞及び畜産局長賞の対象にならない。

第 部 出品申込書（乳用牛の部）

第 8 5 回大分県畜産共進会長 殿

令和 年 月 日

出品者住所

出品者氏名

大分県畜産共進会規則を遵守の上、下記家畜を出品いたします。

| 種類 | 性 | 名 号 登録番号 | 生年月日 | 生産者 | |
|-----------|---|-------------|--------------|------|-----|
| | | | | 産地住所 | 氏 名 |
| ホルスタイン | ♀ | | 年 月 日 ヶ月齢 | | |
| 出品牛個体識別番号 | | | | | |
| | | | | | |

| 測尺値 | 体高 | cm | 胸囲 | cm | 尻長 | cm | 腰角幅 | cm |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|

最終分娩日 年 月 日 産 最新授精日 年 月 日

飼養期間 (自) 年 月 日 ~ (至) 年 月 日

父 名号 登録番号

母 名号 登録番号

添付書類

- ① 全頭 血統登録証明書の写し
- ② 育成牛の部の15ヶ月以上は、授精証明書の写し
- ③ 初妊牛の部は、家畜保健衛生所長の発行する受胎証明書

第85回大分県畜産共進会功労者表彰要綱

第1条 目 的

この要綱は、大分県畜産共進会において、共進会長が行う功労者の表彰について定めるものとする。

第2条 功労者の推薦

次の選考基準に該当する者で、大分県畜産協会長、全農大分県本部長、大分県酪組合長の推薦する者。

(1) 提出書類

功労者の推薦については、下記書類を9月15日までに共進会長に提出しなければならない。

1. 功 績 調 書
2. 推 薦 書

第3条 選考基準

第1部 個 人

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 生 産 者 | (1) 畜産経営の合理化を率先実行し、斯業の改善発展に尽力したもの (2) 家畜家禽の改良増殖上実績顕著と認められる熱心な実行者または永年尽力したもの (3) 大分県畜産共進会において過去15回（連続出品5回以上）以上出品したもの (4) その他特に斯業の発展に尽力したもの |
| 農業団体役職員 | 畜産振興上特に功績のあった農業団体役職員 |
| 産業動物獣医師並びに人工授精師 | 畜産振興上特に功績のあったもの |
| 流通関係者 | 家畜畜産物の流通、取引改善または斡旋業務等が適正に行われ畜産振興上特に功績のあったもの |

第2部 団 体

畜産の発展に関する企画、施設等の事業が適切で優秀であり、畜産振興上顕著なる実績を挙げている各種農業団体

*以上の諸項目に該当するもので、過去の県共進会及び上部共進会等において表彰を受けたことがないもの。

第4条 選 考

大分県畜産協会、全農大分県本部、大分県酪農協から推薦された者を選考基準に基づいて、共進会長が決定する。

(様式)

第85回大分県畜産共進会功労者推薦調書

第 号
令和 年 月 日

第85回大分県畜産共進会長 殿

名 称
代表者氏名

令和6年度 第85回大分県畜産共進会功労者表彰要綱に基づき、下記のとおり推薦致します。

記

1. 推薦者氏名

※夫婦連名で希望される方は、夫婦両名の氏名をお願いいたします。

2. 推薦者住所

3. 推薦者の区分と理由

- ① 推薦区分 (生産者・農業団体役職員・産業動物獣医師並びに人工授精師・
流通関係者) (該当するところに○をつけて下さい)
- ② 推薦理由 (功績調書のとおり)

第85回大分県畜産共進会功績調書（第1部個人 申請書）

| | | | |
|--|---|--|---------------|
| 現住所 | | | |
| (ふりがな) 氏名 | ※夫婦の場合は連名 | | 生年月日 年 月 日 |
| 区分 (該当区分に○) | 生産者 | | 農業団体役職員 |
| | 産業動物獣医師・人工授精師 | | 流通関係者 |
| 生産者 (該当項目に○、 以下同様) | 畜産経営の合理化を率先実行し、斯業の改善発展に尽力した | | |
| | 家畜家禽の改良増殖上、実績顕著と認められる熱心な実行者または永年尽力した | | |
| | 大分県畜産共進会において、過去15回（連続出品5回以上）以上出品した | | |
| | その他、特に斯業の発展に尽力した | | |
| 農業団体役職員 | 畜産振興上、斯業上特に功績があった | | |
| 産業動物獣医師 ・家畜人工授精師 | 畜産振興上、斯業上特に功績があった | | |
| 流通関係者 | 家畜畜産物の流通、取引改善または斡旋業務等が適正に行われ畜産振興上、 斯業上特に功績があった | | |
| 1. 生産者 経歴（会長、部会 長、育種改良関係 長、組合長等） 2. 生産者以外 経歴（役職、部 長、課長等） | | | (年～ 年) |
| | | | (年～ 年) |
| | | | (年～ 年) |
| | | | (年～ 年) |
| | | | (年～ 年) |
| 業績内容 | | | |
| 推薦理由 | | | |

※生産者で、「家畜改良増殖」が推薦理由の場合は、具体的に経歴または相当する経歴を1. に記入。

審査員名簿

《肉用牛並びに肉牛の部》

審査委員長 大分県農林水産部参事監
 兼畜産振興課長 里 秀 樹
 審査副委員長 大分県農林水産研究指導センター
 畜産研究部長 本 田 文 博
 審査顧問 公益社団法人全国和牛登録協会
 事務局長 工 藤 太 介

| 区 分 | 所 属 | 氏 名 |
|-------|---|-------|
| 肉用牛の部 | 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部 肉用牛繁殖・酪農チーム上席主幹研究員（チームリーダー） | 志村 英明 |
| | 公益社団法人 全国和牛登録協会大分県支部 事務局長 | 山坂 誠 |
| 肉牛の部 | 大分県食肉衛生検査所 所長 | 河村 正 |
| | 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部 種雄牛チーム主幹研究員（チームリーダー） | 白根 英治 |
| | 公益社団法人 日本食肉格付協会大分事業所 所長 | 児玉 洋輔 |

《乳用牛の部》

審査委員長 大分県農林水産部畜産技術室長 山 田 啓 介
 審査副委員長 大分県農林水産研究指導センター
 畜産研究部長 本 田 文 博
 審査顧問 ST ジャパン株式会社
 ゼネラルマネージャー 福 屋 茂 生

| 区 分 | 所 属 | 氏 名 |
|-------|---|-------|
| 乳用牛の部 | 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部 肉用牛繁殖・酪農チーム上席主幹研究員（チームリーダー） | 志村 英明 |